平成２２年（フ）第１１５号
北海道中川郡幕別町札内あかしや町47番地の38　道営あかしや南１号棟105号
債務者　尾崎美智子
1　決定年月日時　平成22年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月16日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２２年（フ）第１６３号
北海道河東郡音更町宝来仲町北１丁目１番地４
債務者　菊地　有子
1　決定年月日時　平成22年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月16日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２２年（フ）第３１４号
神奈川県座間市相模が丘１丁目33番25―705号　ベルハイツ相模が丘
債務者　藤田　佳盛
1　決定年月日時　平成22年６月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月９日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第１３９号
愛知県蒲郡市神明町21番13号　ＣＩＴＹＢＯＸ87―１―Ａ
債務者　伊藤　　梢
1　決定年月日時　平成22年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月30日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第１４２号
愛知県豊橋市多米中町３丁目１番地の１８―503
債務者　野中　貴子
1　決定年月日時　平成22年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月30日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第１４４号
愛知県豊川市蔵子１丁目21番地３
債務者　村瀬　義雄
1　決定年月日時　平成22年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月30日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第１４７号
愛知県豊川市東名町２丁目69番地
債務者　青山建築こと　青山　正行
1　決定年月日時　平成22年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月30日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第１５０号
愛知県豊橋市舟原町230番地
債務者　小林　実里
1　決定年月日時　平成22年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月30日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第１５３号
愛知県豊橋市野田町字野田13番地１　410
債務者　二村　忠勝
1　決定年月日時　平成22年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月30日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第１７１号
長崎県佐世保市松原町160番地１、旧住所長崎県佐世保市松瀬町932番地14　カーサアメニティ202
債務者　大谷　　剛
1　決定年月日時　平成22年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月10日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第３９号
熊本県天草市五和町二江2502番地
債務者　池崎　静雄
1　決定年月日時　平成22年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月16日午後１時30分
熊本地方裁判所天草支部

平成２２年（フ）第４１号
熊本県天草市天草町福連木2261番地
債務者　牛窪　廣晴（旧姓内野）
1　決定年月日時　平成22年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月16日午後１時30分
熊本地方裁判所天草支部

破産手続廃止

平成２２年（フ）第４６４４号
神奈川県川崎市川崎区浅田３丁目６－６
破産者　小西　純子
1　決定年月日　平成22年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４６７９号
埼玉県志木市柏町１丁目20番47―409号
破産者　有限会社エミュウコレクション
1　決定年月日　平成22年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４７３６号
東京都大田区大森南５丁目３番31号
破産者　有限会社西川技研工業
1　決定年月日　平成22年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４７３７号
東京都大田区大森南２丁目４―17―304
破産者　西川　典雅
1　決定年月日　平成22年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部